

には『閑 閑上浜ユリアゲハマ 陸前名取』と載っている。

資料 閑上町誌（閑上町）

封内風土記巻5（田辺希文）

だるま随筆（山田勇太郎）

宮城県地名考（菊地勝之助）

宮城の伝承（宮城県数育会）

続岩沼物語（佐々木喜一郎）

宮城県各村字調書（宮城県、「宮城県史」第32巻の内）

大日本地名辞書7（吉田東伍）

名取市史（名取市）

閑上風土記（閑上郷土史研究会編）

## 25. 徳川時代に「藩（仙台藩）」という 公称はなかった

問 徳川時代の「伊達藩」という呼び方は誤りで、「仙台藩」というのが正しいそうですが、何故ですか。

答 正しいという意味では、どちらの呼び方も誤りです。徳川時代270年間を通じて「藩」という公称は存在しません。「藩」が存在しないのですから、「支藩」などという呼称は尚更甚しく無知な誤用であります。慶長20年〔1615。7月13日元和と改元〕7月7日に2代目将軍秀忠が発布した「武家諸法度」〔ぶけしよはつと〕13条を見ても、大名領については『国々・国々大名・他国・<sup>(1)</sup>自国・<sup>(2)</sup>諸国・<sup>(3)</sup>諸大名・<sup>(4)</sup>国主・<sup>(5)</sup>治国』などの用語を用い、藩とか藩主などの語句は全く出ていません。幕府で個々の大名領の公式な名称としたものは「地名」＋「領」であって、例えば仙台の場合は、「仙<sup>(1)</sup>台<sup>(2)</sup>領」というきまりでした。それは、万治元年〔1658〕12月18日、4代将軍家綱が伊達家第3代を継いだ綱宗に与えた朱印状に『一 家中之輩 仙<sup>(1)</sup>台<sup>(2)</sup>領<sup>(3)</sup>仕置之儀可為如前々事、付町人百姓等不窮困様ニ仕置可申付事〔下略〕』〔「雄山公治家記録」巻之上〕のように示されています。時代が下って、明治元年〔1668〕12月6日、戊辰戦争の責任を問われて領国を没収、改めて28万石を下賜された時の通達文書にも、『名取郡都而〔すべて〕六十一ヶ村、宮城郡都而七十八ヶ村、黒川郡都而四十九ヶ村、玉造郡都而三十一ヶ村、志田郡之内都而四十三ヶ村、高二十八万石、右之通其方為領分〔りょうぶんとして〕更<sup>(5)</sup>に<sup>(6)</sup>下賜候間、来巳〔み〕の年より物成郷村等請取可申候事

辰年十二月』とあるように、終末期に至るまで、「領」という公称が使われているのです。それで領内でも、「御国・御国家・御分国・御国表・御家・御領地・御領分・御領内・御分領」等の用語を用いたことが、文書や記録類に表われています。したがって「藩主」という名称も存在するはずがありません。幕府では「諸大名・諸国大名・諸侯」などと総称し、<sup>(7)</sup>その中で階級的な家格を定めて「国主・城主・領主」と呼んでいます。「伊達家史叢談」第1、2巻（伊達邦宗）・「仙台風俗志」<sup>(8)</sup><sup>(9)</sup><sup>(10)</sup>（鈴木省三）等によれば主君とその家族に対して、次のような敬称を使っていました。

当主を屋形様、夫人を御前様、

当主の父を大屋形様、当主の母を大御前様、

世子を御曹子様〔おんぞうしさま〕、

世子夫人を御新造様、

公子は……様、女公子を……姫様

以上で明らかのように「藩」という、大名領の領地とその支配体系（組織・構成員）を総称する正式称呼はありませんでした。したがって、家臣のことを「藩士」という称呼もなく「家中」とか「家来」とか「家臣」と呼んでいたのです。「藩」という語は、中国の封建時代に王室の屏〔おおい。ふせぎ、まもり〕となる諸侯〔また諸侯国〕のことです。儒者の中の詩文の中で用いられ始め、一般には激動の幕末期に、この藩という用語が、ぼつぼつ現われてきます。国をゆるがす非常事態の到来で、時代意識の急変したことにもよるが「藩」の語は多用されるようになっていきます。勿論、まだ非公式な、私的な使用法でした。それが正式な名称となったのは、慶応4年〔1868、9月8日明治と改元〕閏4月27日発布の「政体書」に、旧幕領を府・県とし、その他の大名領を藩として併立させる「府県藩三治制」が規定されたことに基づきます。このことは「官令沿革表」に『地方官ヲ分チ府藩県ノ三官ト為シ等級職制ヲ定ム』とあります。28万石を下賜された「仙・台・領」が、明治2年3月版籍奉還を新政府に願い出て、6月17日に許可され、ここに始めて「仙・台・藩」という新国家の地方行政単位が新設されたのであります。この「仙・台・藩」は、<sup>(12)</sup>やがて明治4年7月14日廃藩置県によって「仙台県」に引継がれるまでの一時的な正式公称だったのです。ところがこの「藩」という称呼は、近世大名領とその支配体系の総称として簡便ですので拡大慣用され、逆に徳川始期にまで遡って、当時の大名領を〇〇藩と通称して何人も怪しまず今日に至ったものです。

注(1) 2代将軍秀忠が、慶長20年諸侯に下した13ヶ条の制令。城地の修築・婚姻・参勤交代等を規定し、諸大名の武力を制限し、諸大名を監察し、幕府体制の維持強化をはかることを目的とした。その後、将軍の代替りの際、それぞれ多少の修補を施して下した。

注(2) 伊達家第3代の家督を継いだ。幼名巳之助、藤次郎と称した。第2代忠宗の五男、母親は側室の貝姫。その治世は万治元年〔1658〕から同3年までの短期間に過ぎなかった。不行跡の理由で幕府から隠居を命ぜられ、江戸品川の屋敷で余生を送った。芸術的才能があり、絵画を狩野探幽に学び、また本郷国包について刀工を習い、すぐれた作品を残して

いる。その側室が4代綱村を生んだ三沢初子である。正徳元年〔1711〕6月4日歿、72才見性院殿雄山全威大居士と法諡し、瑞鳳寺に葬り、廟を善応殿という。

注(3) 將軍の朱印を押した領有確認状。徳川時代に公文書に朱肉印を押すのは將軍に限り、諸大名は黒印（黒肉印）を押すことになっていた。「伊達家史叢談」第13巻（伊達邦宗）によれば、伊達家では第4代綱村から朱印を用いたとある。

注(4) 管理する。統治する。

注(5) ものなり。年貢〔ねんぐ〕収入。

注(6) ごうそん。村々の土地、人民を指す。

注(7) 仙台領の当主自身は、藩内では「伊達家第○世藤原朝臣○○」と刻んだ公印を使っており、対外的には松平陸奥守の官名等を用いた。

注(8) 国主大名・国持大名・国持・国大名・国取大名ともいう。江戸時代の大名の格の第1級。室町から江戸にかけて一国以上を領有する大名を言った。後には一種の家格となって一国を領有しない大名をも称することがあった。江戸時代、前田（加賀）・松平（越前）・島津（薩摩）・毛利（長門・肥前）・伊達（陸奥仙台）・細川（肥後）・池田（因幡）・鍋島（肥前佐賀）・黒田（筑前）・浅野（安芸）・池田（備前）・佐竹（出羽秋田）・上杉（出羽米沢）・山内（土佐）・松平（出雲）・藤堂（伊勢津）・有馬（筑後久留米）・蜂須賀（阿波）を国持十八家（又は十八国司）。宗（対馬）・南部（盛岡）を加えて国持二十家といった。門地または席次が国持に次ぐ大名を准国主・准国持・国持並といい、伊達（宇和島）・立花（筑後柳川）などがあった。

注(9) 江戸時代に、国主並びに准国主に次ぐ城郭を持った大名家。

注(10) 江戸時代無城のもので、陣屋を設けて領内を治めた小大名。国主・城主より地位が低かった。

注(11) 室町・江戸時代、特に許された大名だけが称することができた栄誉ある称号。江戸時代に許されたのは、三家・島津（薩摩）・伊達（仙台）・細川（熊本）毛利（長門）・佐竹（秋田）・上杉（米沢）・宗（対馬）。なお、殿様というのは、陪臣の者がそれぞれの主人に対する敬称であるから区別しなければならない。

注(12) 版籍とは、土地と人民のこと。全国の諸大名が、その領土人民を朝廷に返上したことを版籍奉還という。

資料 宮城県史第2巻

東藩史稿（作並清亮）

徳川実記

岩波講座日本歴史